

平成 29 年 10 月 2 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に対する
一部負担金等に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した被保険者の一部負担金等の免除措置等の取扱いについては、平成 29 年 2 月 28 日 (保 253F) 「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に対する一部負担金等に関する取扱いについて」によりご案内申し上げましたとおり、市町村国保・後期高齢者医療制度の被保険者の一部負担金の免除措置については、平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に受けた療養についても、一部負担金の免除措置が適用され、窓口で一部負担金免除を受ける際に提示する免除証明書につきましては、有効期限が「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されたものについても、引き続き「平成 29 年 9 月 30 日まで」と読み替えて使用可能なものとして取り扱うこととされていたところです。

今般、当該取扱いについて、平成 29 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこととされました。すなわち、「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されている免除証明書については、有効期限を読み替えて使用することはできず、窓口で提示しても一部負担金の免除の対象とならないこととなります。

また、健康保険組合及び全国健康保険協会につきましては、上記 (保 253F) でご案内の通り、一部負担金等の徴収の猶予・免除について、平成 29 年 9 月 30 日まで取扱いを延長する旨の要請が行われておりました。

平成 29 年 10 月 1 日以降は、健康保険組合につきましては、添付資料 2 のとおり、当該取扱いについて各健康保険組合に対して取扱期間延長の要請は行わず、各保険者の判断により実施すること、全国健康保険協会につきましては、下記のホームページ上で、一部負担金等の支払い免除について、平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する旨が掲載されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ 全国健康保険協会ホームページ 平成 28 年熊本地震関連情報

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g5/cat550/sinsai/H28kumamotojisin>

【添付資料】

1. 「平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した被保険者に対する一部負担金及び保険料 (税) の減免等に関する取扱いについて」
(平 29. 9. 29 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課)
2. 「平成 28 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について」
(平 29. 9. 29 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)

事務連絡
平成 29 年 9 月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援等について

平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長及び当該被保険者に係る一部負担金の免除証明書の取扱いについては、「平成 28 年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 9 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成 28 年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免の要件等に関する取扱いについて」（平成 29 年 2 月 27 日厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、関連する下記内容について御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 熊本県内の市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合において、平成 29 年 10 月 1 日以降、平成 28 年熊本地震の被災者に対する一部負担金の免除並びに国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（税）の減免を行った場合には、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。）第 6 条第 1 号及び第 4 号並びに後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 141 号）第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による特別調整交付金の交付対象となる。その際、これら各号の規定に基づき、平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として交付要件に該当するか判断することとなること。

- 2 現在、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者については、有効期限が「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成 29 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。

事 務 連 絡
平成29年 9 月 29日

健康保険組合御中

厚生労働省保険局保険課

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について

平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等については、平成29年2月17日付厚生労働省保険局保険課事務連絡「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」（以下、「平成29年2月事務連絡」という）において、平成29年9月末までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

平成29年10月1日以降について、熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予の要請は行いませんが、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により一部負担金等の徴収の猶予を実施できることとされており、同日以降も引き続き同様の対応をする健康保険組合におかれては、平成29年2月事務連絡を参考に取り扱いいただくようお願いいたします。ただし、猶予証明書の有効期限については健康保険組合の実情に応じて設定していただくようお願いいたします。